

役員報酬規程

- 第1条 この規程は、学校法人東洋学園の理事及び監事（以下役員という）の報酬その他の事項について定める。
- 第2条 役員報酬は、月額報酬の他、役員賞与及び役員退職慰労金とで構成する。
- 2 月額報酬は、常勤、非常勤の役員とも役員報酬とし、手当等他の給与は原則として支給しない。但し、従業員兼務役員については、従業員分の給与と併せて支給する。また非常勤役員にかかる報酬は、別途「非常勤役員・非常勤評議員報酬規程」により定める。
- 3 支給する報酬から源泉徴収税、住民税、社会保険料及び本人から申し出のあった積立金等を控除する。
- 4 交通機関を利用して通勤する者には、運賃の実費を支給する。（状況に応じ、定期券代、回数券代、或いは現金）
- 第3条 月額報酬は、理事会に於いてその総枠及び配分方法の取り扱いを審議した上で役員各人別の報酬額を理事長が決定する。
- 第4条 役員賞与は、原則として従業員の賞与基準に準ずる。
- 第5条 退職慰労金については、別途定める役員退職慰労金規程による。
- 第6条 役員の出張手当は、別に定める学校法人東洋学園旅費規程による。
- 第7条 役員が病気その他の事情によって長期欠勤した場合も当該任期が終了するまでは、月額報酬は、原則として減額しない。
- 第8条 計算期間の途中で新たに役員を就任した場合、又は退任、解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は1か月分を支給する。
- 第9条 この規程に定めのない事項で特に必要が生じた時は、その都度理事会に於いて審議の上決定する。

(附則)

- 1 この規程の改廃は理事会の決議により行う。
- 2 この規程は平成11年10月1日より実施する。
- 3 この規程は令和2年4月1日より改正実施する。